

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、「生物多様性保全上重要な里地里山」、「日本の重要湿地500」に選定され、「広島県自然環境保全地域」に指定されている八幡湿原や、「保安林」、「鳥獣保護区」といった重要な自然環境のまとまりの場が存在し、重要種の動植物が生息・生育している等、次世代に残していくべき自然環境を有している地域である。さらに、大佐山及び掛頭山山頂は自然公園法に基づく西中国山地国定公園の第1種特別地域に指定され、その緩衝地域の脊梁山地は第3種特別地域に指定されており、優れた自然の風景地を有している地域である。また、対象事業実施区域南部に位置する八幡地域は、こうした自然環境や田園景観を観光資源として生業が営まれている地域である。これらの地域特性を踏まえたうえで、環境影響を回避・低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電設備及び取付道路（既存道路の拡幅を含む）等の構造・配置・規模（以下、「風力発電設備の配置等」という。）を検討し、その検討経緯について準備書において明確にすること。
- (2) 風力発電設備の配置等については、方法書に記載の内容はもちろんのこと、方法書に対する意見を踏まえて、専門家等の助言、最新の知見、科学的見地に基づく調査、予測及び評価を慎重に行い、その結果に基づいて検討すること。なお、環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 対象事業実施区域周辺に存在する八幡高原の湿原群は人為的改変の影響を受け易い極めて脆弱な生態系を有していることに鑑み、地下水動態の把握等を行い、これら湿原群に対する風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地改変による影響を回避すること。また、これら湿原群のうち尾崎沼湿原は対象事業実施区域に距離が近いこと、その集水域への影響については特に配慮すること。
- (4) 方法書のインターネットでの公表においては、印刷可能な状態としていたが、準備書以降においても同様に、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておく等、利便性の向上を図ること。
- (5) 方法書では、「北広島町サイン計画、北広島町生物多様性の保全に関する条例及び当該条例に基づいた生物多様性きたひろ戦略」を参考とすることとしているが、その整合性について、「北広島町環境基本条例」及び「北広島町環境基本計画」とともに明らかにし、地元自治体である北広島町に説明し、意見を求めること。
- (6) 平成30年9月27日付けの当該事業に係る計画段階環境配慮書に対する当県意見では、「地権者の合意を含めた適切な事業地の絞り込みを行うとともに、早期段階で計画の全容を明らかにし、地元住民や地元自治体等への積極的な情報提供や説明等により相互理解を図ること」を求めた。
しかしながら、当該方法書に対して、地元自治体である北広島町長及び安芸太田町長からは「調査方法について、住民等の理解が得られるよう、関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うよう」求める旨の意見があった。
については、事業者においては、調査、予測及び評価を行う前に、当該方法書に対する意見を踏まえて、送電計画等を含む事業計画、調査、予測及び評価手法について取りまとめ、これを公表するとともに、地域住民及び地元自治体である北広島町及び安芸太田町に対して、近年増加している豪雨による防災対策等の保全措置を含めて、既存の風力発電設備の見学や、風車の見え方について現段階でのフォトモンタージュを示すなど丁寧かつ十分な説明と意見聴取を行い、相互理解を図ること。
- (7) 方法書では、環境影響評価項目の選定において、建設機械の稼働に係る振動を選定していない理由として、振動レベルの算出結果・試算結果から影響は極めて小さいものであるとしているが、振動レベルの算出・試算過程を明確にし、準備書以降の図書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

方法書において、影響要因の区分「工事中資材の搬出入」については、予測地点として3地点が、「建設機械の稼働」については、予測地点として12地点が選定されているが、対象事業実施区域の当県側の直近集落である八幡地区内に予測地点が設定されていない。

当該地区には多数の住居及び環境の保全について配慮が特に必要な施設である八幡診療所が存在することから、「工事中資材の搬出入」及び「建設機械の稼働」において窒素酸化物、粉じん等の影響が懸念される。

については、当該地区内において予測地点を追加するとともに、追加した地点での予測を正確に行うため、調査地点の追加についても併せて検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音、低周波音及び振動

ア 方法書において、影響要因の区分「工事中資材の搬出入」については、予測地点として3地点が、「建設機械の稼働」及び「施設の稼働」については、予測地点として12地点が選定されているが、対象事業実施区域の当県側の直近集落である八幡地区内に予測地点が設定されていない。

当該地区には多数の住居及び環境の保全について配慮が特に必要な施設である八幡診療所が存在することから、「工事中資材の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「施設の稼働」において騒音、低周波音及び振動の影響が懸念される。

については、当該地区内において予測地点を追加するとともに、追加した地点での予測を正確に行うため、調査地点の追加についても併せて検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 調査、予測及び評価に当たっては、採用予定の風力発電機について、低周波音を含む騒音レベルを季節的な変化や気象による変化を踏まえて把握し、対象事業実施区域周辺の風力発電施設との累積的な影響についても考慮したうえで実施するとともに、準備書以降の図書においては予測地点以外においても騒音レベルが把握できるようにコンター図等を示すこと。

ウ 風力発電設備の配置等を検討する際には、事業地周辺が騒音苦情が少ない静穏な地域であることを考慮すること。

(3) 水環境

方法書において、「浮遊物質量及び流れの状況」の調査地点については、島根県側で5地点選定されているが、当県側の本坪川、木束原川、新川溜池（八幡湿原）及び柴木川についても取付道路（既存道路の拡幅を含む）の造成等の施工により、水環境に影響を及ぼす恐れがある。については、これら河川等についても調査・予測地点として追加することを検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物、植物及び生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、重要な種が生息しており、風力発電設備の設置や搬入路の新設、拡幅等に伴う土地の改変により、生息環境の変化に伴う影響が生じるおそれがある。また、対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類が生息しているほか、ハチクマ等の渡りの通過ルートになっており、鳥類の衝突（バードストライク）や営巣の阻害等、鳥類に対する影響が生じるおそれがある。調査、予測及び評価に当たっては、現地調査により植物相や植物群落の空間配置の現況について精査し、地元専門家から意見聴取する等、適切に行うとともに、対象事業実施区域周辺の風力発電施設との累積的な影響についても考慮すること。

イ 対象事業実施区域外であっても西中国山地国定公園の第1種特別地域の近接地で事業を実施する場合は、第1種特別地域に及ぼす生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 西中国山地国定公園の第2種及び第3種特別地域についても、生息状況を把握した上で、事業による影響、予測及び評価を行い、その際は、イヌワシ、クマタカ及びツキノワグマなどの広範囲を利用する動物の個体群間での遺伝子交流を減少させないように、回廊としての連続性の面からも評価すること。

エ 風力発電設備の配置等を検討する際には、鳥獣保護法や、種の保存法等の各種法令に基づく最新の保護措置に十分留意すること。

(5) 景観

- ア 方法書において選定している主要な眺望点以外にも、冠山、二川キャンプ場、聖湖キャンプ場及び登山ルートや人と自然との触れ合いの活動の場等からの景観も検討のうえで必要な地点を主要な眺望点として追加すること。なお、検討に当たっては、利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。
- イ 方法書において、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する」とあるが、評価に当たっては、既存の風力発電施設との累積的な影響を考慮すること。また、調査地点「大歳神社」については、北広島町意見において、「八幡大歳神社社叢は、八幡盆地を形成する周辺の田園景観と一体となった姿に重要な価値があり、写真コンテストやカレンダー写真の材料となるなど、町民をはじめ八幡地区を訪ねる観光客やカメラマンの目的地の一つとなっている」とされている。「大歳神社」における評価に当たっては、地元自治体である北広島町の意見を求めること。
- ウ 風力発電機の配置等については、八幡地区の垂直見込角は既存の風力発電機よりも小さくなるように検討すること。なお、検討に当たっては、夜間の見え方や、風車の色彩も含めて地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。
- エ 方法書において主要な眺望景観の状況については、フォトモンタージュ法により予測することとしているが、準備書段階には、景観情報技術を用いた3DCGによる眺望景観の状況把握等を検討し、地域住民及び地元自治体等にわかりやすい説明を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

方法書において選定している主要な人と自然との触れ合いの活動の場以外にも事業実施区域及びその周辺のハイキングコースや散策路等についても検討のうえで、調査、予測及び評価の必要な地点がある場合は、地点を追加すること。なお、検討に当たっては、利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。

(7) 廃棄物等

準備書においては、工事計画について具体的に明らかにするとともに、輸送のために既存道路の一部を拡幅する場合は、拡幅に必要な最小限度の切り盛りを行い、これに伴う残土が発生した際には、窪地等への撒きだしではなく、場外への搬出についても検討し、生態系について十分な配慮をすること。